

## 「新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第4弾）」変更点

## 1. 新旧対照表

	変更前		変更後	
対象地域	県内全域 ①宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市の7市 ②③8/8からまん延防止等重点措置区域となっている23市町※1 ④⑤8/16からまん延防止等重点措置区域となっている茂木町 ⑥⑦8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請を行うの那珂川町			
対象期間	①…8月2日(月)20時から8月31日(火)24時までの全30日間 ②…8月4日(水)20時から8月31日(火)24時までの全28日間 ③…8月8日(日)20時から8月31日(火)24時までの全24日間 ④…8月4日(水)20時から8月31日(火)24時までの全28日間 ⑤…8月8日(日)20時から8月31日(火)24時までの全24日間 ⑥…8月4日(水)20時から8月31日(火)24時までの全28日間 ⑦…8月8日(日)20時から8月31日(火)24時までの全24日間			
支給額	中小企業等 ①87万～285万円 ②82万～270万円 ③72万～240万円 ④78万～250万円 ⑤68万～220万円 ⑥76.5万～242.5万円 ⑦66.5万～212.5万円	大企業 ①600万円以内 ②560万円以内 ③480万円以内 ④560万円以内 ⑤480万円以内 ⑥560万円以内 ⑦480万円以内	中小企業等 ①99万～285万円 ②94万～270万円 ③84万～240万円 ④90万～250万円 ⑤80万～220万円 ⑥88.5万～242.5万円 ⑦78.5万～212.5万円	大企業 ①600万円以内 ②560万円以内 ③480万円以内 ④560万円以内 ⑤480万円以内 ⑥560万円以内 ⑦480万円以内

※1 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市、鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町の23市町

・ 中小企業等（※2…①6日②4日③0日④12日⑤8日⑥15日⑦11日

※3…①②③12日④⑤4日⑥⑦1日）

1日あたりの売上高×0.3（下限2.5万円/日、上限7.5万円/日）×日数※2 + 1日あたりの売上高×0.4（下限3万円/日、上限10万円/日）×日数※3 + 1日あたりの売上高×0.4（下限4万円/日、上限10万円/日）×12日

・ 大企業（※4…①30日②④⑥28日③⑤⑦24日）

1日あたりの売上高減少額×0.4（上限20万円/日又は1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額）×日数※4

## 2. 対象店舗

以下の要件を全て満たす店舗

- ・ 食品衛生法に定める営業許可（飲食店及び喫茶店に係る許可に限る）を受けた営業者
- ・ これまで20時から翌朝5時までの間、営業していた店舗で、対象期間のすべての営業時間を5時から20時までに短縮した店舗
- ・ 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないこと。
- ・ 飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わないこと。
- ・ 要請期間中、営業時間を短縮していることや酒類を提供しないことを店舗又は店頭に掲示すること。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- ・ 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等を掲示していること
- ・ 『新型コロナ感染防止対策取組宣言』飲食店のチェックシート』に従って感染防止対策の徹底を図るとともに、店舗内の従業員の目に触れやすい位置に提示していること。
- ・ 「会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）」運動に賛同し、チラシを店舗内の利用者の目に触れやすい位置に提示していること
- ・ 営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名等を公表することに同意すること

※以下の店舗等は要請の対象にはなりません。

- ・ テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー
- ・ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）
- ・ ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・ 特定の法人等の社員のみに飲食を提供する場合
- ・ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設の場合 等

## 3. 受付期間 8月12日（木）～10月15日（金）

ただし、インターネットの受付は8月30日（月）から。

## 3. 申請方法

インターネット又は郵送。

## 4. H P <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/4thkyoryokukin.html>

「新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第5弾）」

1. 対象地域 8/20から緊急事態措置区域となる県内全域

2. 対象期間

①【8月20日（金）から新たに御協力いただく方】

8月20日（金）20時から9月12日（日）24時までの全24日間

②【第4弾協力金から継続して御協力いただく方】

9月1日（水）20時から9月12日（日）24時までの全12日間

※第4弾を申請している方も、第5弾分は別途申請が必要になります。

3. 支給額

①中小企業等 96万～240万円 大企業 480万円以内

②中小企業等 48万～120万円 大企業 240万円以内

・中小企業等

1日あたりの売上高×0.4（下限4万円/日、上限10万円/日）×（①24日②12日）

・大企業

1日あたりの売上高減少額×0.4（上限20万円/日又は1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額）×（①24日②12日）

4. 対象店舗

(1) 通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業していた飲食店等で、対象期間のすべての営業時間を5時から20時までに短縮していること。

(2) 通常5時から20時までの時間帯に営業し、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等で対象期間のすべてを休業すること（酒類又はカラオケ設備の提供を取りやめ、営業を継続する場合は協力金の支給対象外）。

※通常5時から20時までの時間帯に営業し、酒類及びカラオケ設備のいずれも提供していない店舗は、協力金の支給対象とはなりません。

(1)又は(2)に該当し、かつ、以下の要件を全て満たす店舗

・食品衛生法に定める営業許可（飲食店及び喫茶店に係る許可に限る）を受けた営業者又は営業許可証を有していないカラオケ店。

・酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないこと。

・飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わないこと。

- ・要請期間中、営業時間を短縮していることや酒類を提供しないことを店舗又は店頭に掲示すること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- ・「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等掲示していること
- ・『新型コロナ感染防止対策取組宣言』飲食店のチェックシート』に従って感染防止対策の徹底を図るとともに、店舗内の従業員の目に触れやすい位置に掲示していること。
- ・「会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）」運動に賛同し、チラシを店舗内の利用者の目に触れやすい位置に掲示していること
- ・営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名等を公表することに同意すること

※以下の店舗等は要請の対象にはなりません。

- ・テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）
- ・ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・特定の法人等の社員のみ飲食を提供する場合
- ・ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設の場合 等

5. 受付期間 9月1日（水）～10月31日（日）（消印有効）

ただし、インターネットの受付は9月13日（月）から。

6. 申請方法

インターネット又は郵送。

7. H P <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/5thkyoryokukin.html>

## 「大規模施設等に対する協力金」変更点

## 1. 新旧対照表

	変更前	変更後
対象地域	①②8/8からまん延防止等重点措置区域の23市町※1 ③8/16からまん延防止等重点措置区域の茂木町 ④8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町	①②8/8からまん延防止等重点措置区域の23市町※1 ③8/16からまん延防止等重点措置区域の茂木町 ④8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町 ⑤8/20から緊急事態措置区域となる県内全域
対象期間	①・・・8月8日(日)20時から8月31日(火)24時までの全24日間 ②・・・8月14日(土)20時から8月31日(火)24時までの全18日間 ③・・・8月16日(月)20時から8月31日(火)24時までの全16日間 ④・・・8月19日(木)20時から8月31日(火)24時までの全13日間	①・・・8月8日(日)20時から9月12日(日)24時までの全36日間 ②・・・8月14日(土)20時から9月12日(日)24時までの全30日間 ③・・・8月16日(月)20時から9月12日(日)24時までの全28日間 ④・・・8月19日(木)20時から9月12日(日)24時までの全25日間 ⑤・・・8月20日(金)20時から9月12日(日)24時までの全24日間

※1 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市、鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町の23市町

## 2. 対象大規模施設及び要請に応じた当該施設内のテナント・出店者

## 【共通】

- ・通常20時から翌朝5時までの間営業をしているが、県の要請に伴い対象期間の全ての営業時間を5時から20時まで（イベント開催時及び映画館は21時まで）に短縮すること。
- ・酒類の提供（利用者による持込み含む）を自粛すること。
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、感染拡大防止のための適切な取組の実施していること。

- ・「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を実施していること。
- ・要請対象月に、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、AR・TS支援事業や飲食店等に対する時短協力金等の支給を受けていないこと。
- ・時短要請の期間に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- ・代表者、役員、従業員又は構成員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力(以下、「暴力団等」とします。)に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

#### 【大規模施設】

- ・県の要請に応じ、営業時間の短縮に御協力いただいた1,000㎡を超える施設であること。
- ・劇場等、集会場・展示場、ホテル・旅館、運動施設、遊技施設、博物館など、イベント関連施設、イベントを開催する可能性のある施設における収容人数については、「イベント開催についての要請」の人数上限等と同基準とすること。

#### 【大規模施設のテナント・出店者等】

- ・県からの要請に応じた大規模施設の一部を賃借し、飲食業以外の事業を営むテナント・出店者であること。

### 3. 支給額

支給額は県のHPをご確認ください。

### 4. 申請方法

インターネット又は郵送。

### 5. 受付期間

9月13日(月)～11月15日(月)(予定)

### 6. H P <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/daikibokyouryokukin.html>

# 感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】 飲食店等に対する協力金(変更)

県の要請に御協力頂いた飲食店等に対して支給する協力金について、下記のとおり変更します。

協力期間	対象地域	支給額	
		中小企業等	大企業
① 8/2(月)20時から8/31(火)24時までの全30日間	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市	<b>99万円</b> ～285万円	600万円以内
② 8/4(水)20時から8/31(火)24時までの全28日間	8/8からまん延防止等重点措置区域となっている23市町	<b>94万円</b> ～270万円	560万円以内
	8/16からまん延防止等重点措置区域となっている茂木町	<b>90万円</b> ～250万円	
	8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町	<b>88.5万円</b> ～242.5万円	
③ 8/8(日)20時から8/31(火)24時までの全24日間	8/8からまん延防止等重点措置区域となっている23市町	<b>84万円</b> ～240万円	480万円以内
	8/16からまん延防止等重点措置区域となっている茂木町	<b>80万円</b> ～220万円	
	8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町	<b>78.5万円</b> ～212.5万円	

**※緊急事態措置終了(9/12(日))まで継続協力要請  
9/1(水)～9/12(日)分は第5弾として支給(別途申請が必要)**

**緊急事態措置適用に伴い、下限額が  
3万円/日から4万円/日に増額**

【申請方法】 郵送又はインターネット

【受付期間】 8月12日(木) ～ 10月15日(金) (ただし、インターネットの受付は8月30日(月)から)

詳しくは、「栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金コールセンター」にお問い合わせください。

(受付時間) 9時から17時まで(土日、祝日含む) (電話番号) 028-651-3707

# 感染拡大防止営業時間短縮協力金【第5弾】 飲食店等に対する協力金

県の実情に御協力頂いた飲食店等に対して協力金を支給します。

協力期間	対象地域	支給額	
		中小企業等	大企業
①【8/20から新たに御協力いただく方】 8/20(金)20時から9/12(日)24時までの全24日間	8/20から緊急事態措置区域となる県内全域	96万円～240万円	480万円以内
②【第4弾協力金から継続して御協力いただく方】 9/1(水)20時から9/12(日)24時までの全12日間		48万円～120万円	240万円以内

【申請方法】 郵送又はインターネット

※②の方は、本人確認書類の省略等申請書類を簡素化します。

【受付期間】 9月1日(水) ～ 10月31日(日) (ただし、インターネットの受付は9月13日(月)から)

詳しくは、「栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金コールセンター」にお問い合わせください。

(受付時間) 9時から17時まで(土日、祝日含む)

(電話番号) 028-651-3707



# 感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】 大規模施設等に対する協力金(変更)

県の要請に応じて時短営業に御協力頂いた大規模施設等に支給する協力金を変更しました。

【対象地域】 (1) 8/8からまん延防止等重点措置区域となっている23市町（茂木町・那珂川町 以外の市町）

及び期間 ① 8月8日(日)20時から 9月12日(日)24時までの全36日間

② 8月14日(土)20時から 9月12日(日)24時までの全30日間

(2) 8/16からまん延防止等重点措置区域となっている茂木町

③ 8月16日(月)20時から 9月12日(日)24時までの全28日間

(3) 8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町

④ 8月19日(木)20時から 9月12日(日)24時までの全25日間

(4) 8/20から緊急事態措置区域となる県内全域

⑤ 8月20日(金)20時から 9月12日(日)24時までの全24日間

【対象施設】 県の要請に応じ営業時間短縮に御協力いただいた飲食店以外の大規模施設及び、要請に応じた当該施設内のテナント

【受付期間】 9月13日(月)～11月15日(月)(予定)

【申請方法】 郵送又はインターネット

【支給額】 (1) 大規模施設

時短営業に応じた部分の面積1,000㎡ごとに20万円 × 時短率(\*) × ①～⑤の期間

(2) 大規模施設のテナント・出店者等

時短営業に応じた部分の面積100㎡ごとに2万円 × 時短率(\*) × ①～⑤の期間

( \* 時短率 = 短縮した時間 / 本来の営業時間 この他、テナント店舗数等による追加加算あり )

詳細は、県ホームページ等により公表します。